

## 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会表彰制度改正（案）（2023年（令和5年）4月1日改正）

2023年（令和5年）4月1日改正	現行（2022年（令和4年）4月1日時点）	改正理由
<p>（表彰の種類）</p> <p>第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）新人功労賞 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）を含めて、3年度以内に新規に登録した<u>パラスポーツ指導員</u>。なお、新人功労賞で表彰された<u>パラスポーツ指導員</u>は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。（イ）（ロ）</p>	<p>（表彰の種類）</p> <p>第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）新人功労賞 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）を含めて、3年度以内に新規に登録した<u>障害者スポーツ指導者</u>。なお、新人功労賞で表彰された<u>指導者</u>は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。（イ）</p>	<p>令和5年4月1日付日本パラスポーツ協会の指導員の名称変更のため</p>
<p>（2）功労賞 上記（1）<u>以外のパラスポーツ指導員</u>。なお、功労賞で表彰された<u>パラスポーツ指導員</u>は、翌年度の功労賞の対象としない。（イ）（ロ）</p>	<p>（2）功労賞 上記（1）<u>以外</u>。なお、功労賞で表彰された<u>指導者</u>は、翌年度の功労賞の対象としない。（イ）</p>	<p>令和5年4月1日付日本パラスポーツ協会の指導員の名称変更のため</p>
<p><b>（3）準功労賞</b> <u>上記（1）以外のパラスポーツ指導員。なお、準功労賞で表彰されたパラスポーツ指導員は、翌年度以降、準功労賞の対象としない。（ロ）</u></p>		<p>準功労賞を新設</p>
<p>附則</p> <p>2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。（イ）</p> <p><b>3 この改正は、令和5年4月1日から施行する。（ロ）</b></p>	<p>附則</p> <p>2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。（イ）</p>	